一般社団法人岐阜県畜産協会肉用牛肥育経営安定交付金制度業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、一般社団法人岐阜県畜産協会(以下「本会」という。)定款第3条 の規定、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号。以下「法」という。)、畜産経営の安定に関する法律施行令(昭和36年政令第387号。以下「政令」という。)及び畜産経営の安定に関する法律施行規則(昭和36年農林省令第58号。以下「施行規則」という。)の規定に基づき、本会が実施する肉用牛肥育経営安定交付金制度の業務(以下「本業務」という。)に関する基本的事項を定め、もって本業務の適正な運営に資することを目的とする。

(本業務の基本方針)

第2条 肉用牛肥育経営については、もと畜の導入から肥育牛の出荷までに一定期間を要し、かつ、生産費に占めるもと畜費の割合が大きいことから、もと畜価格と枝肉価格によっては 大幅な収益性の悪化が懸念されることに鑑み、本会は、本業務の公共的重要性を踏まえ、行政 庁、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)及び関係団体との緊密な連携の もとに、本業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(本業務の目的及び内容)

- 第3条 前条の方針を踏まえ、本会は、法、政令及び施行規則に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、法第3条第2項の規定により算出された交付金の額の4分の1に相当する額(以下「肥育牛補塡金」という。)を交付する事業を実施することとし、もって肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。
- 2 本会は、肉用牛肥育経営の安定を図るため、肥育牛補塡金交付契約(以下「交付契約」という。)を締結した生産者(以下「契約生産者」という。)に対する肥育牛補塡金の交付に要する資金に充てるため、肥育安定基金を造成するものとする。
- 3 本会は、本業務を推進するため、岐阜県を区域とする会議の開催、事業の普及・啓発活動、 事業に関係する調査、指導その他肥育牛補塡金の円滑な交付業務を推進するために必要な業 務を実施するものとする。

(業務対象年間)

- 第4条 本会は、業務対象年間ごとに本業務を行うものとする。
- 2 業務対象年間は、3事業年度を1期間とする。ただし、最初の業務対象年間は、本業務方法 書の施行日から当該事業年度の末日までに3事業年度を加えた期間を1期間とする。

第2章 肥育牛補塡金交付契約の締結に関する事項

(交付契約締結の相手方)

第5条 本会は、次に掲げる全ての要件を満たす者と業務対象年間ごとに、交付契約を締結す

るものとする。

- (1) 肉用牛を販売する目的で、岐阜県の区域内において肉用牛の肥育(専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。)を業として行う者(以下「肥育牛生産者」という。)。ただし、学校法人、宗教法人、試験研究機関及び地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。)は、これに該当しないものとする。また、会社にあっては、次のアからウまでのいずれにも該当しないものとする。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当する会社及び農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。次のイ及びウにおいて同じ。)の過半数を有している株式会社を除く。)。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上がアを満たす一の会社の所有に属している者
 - ウ その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアを満たす会社の所有に属している者
- (2) 肉用牛の肥育状況を確認できる者であること。また、新規参入者(新たに岐阜県の区域内で肉用牛の肥育経営に参入する者をいう。以下同じ。)については、肉用牛の肥育を業として開始したことが確認できる者であること。
- (3)次のア及びイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下 「暴力団員等」という。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - イ 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を 終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4)満17か月齢に達するまで肉用牛を肥育し、販売するものであること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 災害又は家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。)により、肥育牛生産者が飼養する肉用牛について、満17か月齢に達するまで肥育し、及び販売することが困難であると認められる場合
 - イ 次に掲げるいずれかの飼養方式であって、一定の重量及び肉質を確保できる場合
 - (ア) 乳用種(その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の品種をいう。以下同じ。) の肥育期間を短縮する飼養方式(以下「早期肥育」という。)
 - (イ) 肉専用種(牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が乳用種でないものの品種をいう。以下同じ。)又は交雑種(肉専用種と乳用種との交雑により生じた品種(この品種と乳用種との交雑により生じた品種を含む。)をいう。以下同じ。)の未経産牛を1回に限り出産の用に供した後に肥育する飼養方式(以下「一産取り肥育」という。)
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして機構の理事長が認

める場合

- (5) この条の要件を満たさなかったと認められ第10条に基づき交付契約を解除(契約生産者からの契約解除の申出により交付契約を解除した場合を除く。)されて3年を経過しない者に該当しないこと。
- (6)機構により、法第3条第1項の規定に基づき交付する交付金の交付対象となる肉用牛の 生産者として登録されていること。

(交付契約の申込み及び締結)

第6条 肥育牛補塡金の交付を受けようとする肥育牛生産者は、本会が別に定める肥育牛補塡金交付契約申込書により本会の会長(以下「会長」という。)に対し交付契約の申込みを行うものとする。

なお、この場合において、早期肥育及び一産取り肥育に取り組む場合は、当該肥育牛生産 者の飼養管理基準又は肥育マニュアル等を添えて提出するものとする。

- 2 本会は、肥育牛生産者から前項による申込みを受けたときは、正当な理由なく当該契約の 締結を拒まないものとし、本業務趣旨、目的等を踏まえ、当該申込みをした者と交付契約を 締結することが適当であるか審査することとする。ただし、機構により法第3条第1項の規 定に基づき交付する交付金の交付対象となる肉用牛の生産者として登録されている場合は審 査を省略することができる。
- 3 会長は、前項の審査により、契約を締結することが適当と認めたときは、当該申込みを行った肥育牛生産者との間で次期業務対象年間開始の日から1か月以内に交付契約を締結する ものとする。
- 4 契約生産者は、交付契約締結時の内容に変更があった場合には、本会が別に定める契約内容変更届出書を速やかに提出するものとする。ただし、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号。以下「交付金交付要綱」という。)に基づき登録内容の変更を届け出た場合は提出を省略することができる。

(業務対象年間途中での契約の締結)

第7条 本会は、業務対象年間途中での交付契約は、締結しないものとする。ただし、第5条の 要件を満たす新規参入者(業務対象年間途中において、第10条に基づく交付契約の解除がされたものを除く。)及び負担金を支出していた施行規則第4条第3号に基づく農林水産大臣が 指定する者が指定を解除され、負担金の返還を受けた者については、この限りでない。

(契約肥育牛)

第8条 交付契約の対象となる肥育牛は、肥育の開始日から第12条に定める個体登録台帳に記載される日まで岐阜県の区域内で肥育されている牛とし、業務対象年間の期間内に第12条第1項により個体登録台帳に記載された牛(以下「契約肥育牛」という。)とする。

(補塡金交付対象肥育牛)

第9条 肥育牛補塡金の交付対象となる肥育牛(以下「補塡金交付対象肥育牛」という。)は、 契約肥育牛であって、かつ、第5条の(4)のアからウまでに定める場合を除き、次の(1) から(5)までに掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1)満17か月齢以上の牛であること。
- (2) 第 18 条により生産者負担金(契約生産者が支出する負担金(以下「契約生産者負担金」という。)及び契約生産者の負担軽減を図るため、その他の者が支出する補助金又は拠出金(以下「その他負担金」という。)からなる負担金をいう。以下同じ。)が納付されている牛であること。
- (3) 8か月以上継続して岐阜県の区域内で肥育されている牛であること。
- (4)繁殖又は搾乳の用に供していないこと。
- (5) 第15条により販売したことが確認できる牛であること。
- 2 第5条の(4)のア又はウの場合の補塡金交付対象肥育牛は、次の(1)から(6)までに 掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1)満12か月齢に達するまで肥育されていること。
- (2)繁殖又は搾乳の用に供していないこと。
- (3) 第18条により生産者負担金が納付されている牛であること。
- (4) 第15条により販売したことが確認できる牛であること。
- (5) 災害、家畜伝染病その他やむを得ない事情が発生した日において、契約生産者が飼養していた牛であること。
- (6)満17か月齢に達する日までに販売される場合は、災害、家畜伝染病その他やむを得ない 事情が発生した日までに、第11条により会長に個体登録申込書が提出されている牛であって、販売後直ちに食肉となるものであること。
- 3 早期肥育の場合の補塡金交付対象肥育牛は、次の(1)から(7)までに掲げる全ての要件 を満たすものとする。
- (1)満12か月齢に達するまで肥育されていること。
- (2) 岐阜県の区域内で5か月以上継続して肥育されていること。
- (3) 繁殖又は搾乳の用に供していないこと。
- (4) 第18条により生産者負担金が納付されている牛であること。
- (5) 第15条により販売したことが確認できる牛であること。
- (6)満18か月齢に達する日までに販売されていること。
- (7) 枝肉重量が概ね 300kg 以上であること。
- 4 一産取り肥育の場合の補塡金交付対象肥育牛は、次の(1)から(6)までに掲げる全ての 要件を満たすものとする。
- (1) 満 17 か月齢以上の牛であること。
- (2)分娩日の翌日又は不受胎であることが獣医師により確認された日から起算して8か月以上継続して岐阜県の区域内で肥育されていること。
- (3) 2回以上の出産の用に供していないこと。
- (4) 第18条により生産者負担金が納付されている牛であること。
- (5) 第15条により販売したことが確認できる牛であること。
- (6) 枝肉重量が肉専用種にあっては 350kg 以上、交雑種にあっては 420kg 以上であること。

(交付契約の解除)

第 10 条 本会は、契約生産者から契約解除の申出があった場合には、交付契約を解除するものとする。

- 2 本会は、契約生産者が次の(1)から(7)までに掲げる要件のいずれかに該当するときは、何ら通告又は催告をすることなく契約生産者に対して交付契約を解除することができるものとする。
- (1) 契約生産者が第5条の要件を満たさなくなったとき。
- (2)第6条第1項の肥育牛補塡金交付契約申込書、第11条第1項の個体登録申込書及び第15条第1項の販売確認申出書兼補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により肥育牛の全部又は一部について第 11 条第 1 項に基づく申込みをしなかったとき。
- (4)特段の事情なく、第18条に定める期日までに契約生産者が納付すべき生産者負担金の納付がなかったとき。
- (5)第26条第1項により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、 又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (6)繁殖又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、特段の事情なく、第 16 条第 2 項の肥育 牛異動報告書の提出を怠ったとき。
- (7) その他、契約生産者が交付契約に定める義務に反したとき又は虚偽の報告を行っていた ことが明らかになったとき。
- 3 契約生産者は、交付契約の解除を申し出る場合には、本会が別に定める交付契約解除申出 書を本会に提出するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき登録の中止を届け出た場 合は交付契約解除申出書の提出を省略することができる。

第3章 肥育牛の個体登録

(個体登録の申込み)

- 第 11 条 契約生産者は、満 6 か月齢以上の肥育牛は全頭について、次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ該当区分に定める期間内に本会が別に定める個体登録申込書に当該肉用牛が契約生産者の所有に属することを証する書類を添えて会長あてに提出するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録申込書をもってこれに代えることができる。
 - ア 第5条の(4)のア、ウ及び早期肥育により、契約生産者が岐阜県の区域内で飼育する 肉用牛について、満 14 か月齢に達する日までに個体登録申込書の提出が困難であると認 められる場合のいずれにも該当しない場合は、当該牛が満6か月齢以上満 14 か月齢に達 する日までの間
 - イ 第5条の(4)のア又はウのいずれかに該当する場合のほか、災害又は家畜伝染病により、契約生産者が岐阜県の区域内で飼養する肉用牛について、満14か月齢に達する日までに個体登録申込書の提出が困難であると認められる場合は、当該牛が満6か月齢以上で機構理事長が別に定める日までの間
 - ウ 早期肥育の場合は、当該牛が満6か月齢以上満12か月齢に達する日までの間
- 2 会長は、契約生産者から個体登録申込書の提出を受けた場合は、当該申込書に記載された 肉用牛について、次に掲げる要件を満たしていること、導入方法及び肥育開始日を確認する こととする。

- ア 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号) 第3条第1項の規定により作成された牛個体識別台帳(以下「牛個体識別全国データベース」という。)に記載された事項と、当該肉用牛の個体識別番号、生年月日、性別、品種、 導入年月日及び飼養場所が一致すること。
- イ 契約生産者の所有に属することが肥育牛台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記書、肉用子牛 個体登録台帳等により確認できること。

また、現に契約生産者の所有に属さない牛であっても、販売までに当該牛の所有権が第 三者から契約生産者に移転することが書面により定められている牛であって、肥育牛預託 契約等により当該牛に係る所有権が契約生産者に移転することが確認できること。

(個体登録台帳への記載)

- 第12条 本会は、前条第2項により確認した牛に係る申込み内容について、次のア又はイの区分に応じて、それぞれ当該区分に定める期間内に本会が備える個体登録台帳に記載するものとする。
 - ア 第5条の(4)のア又はウのいずれにも該当しない場合は、当該牛が満 17 か月齢に達する日
 - イ 第5条の(4)のア又はウのいずれかに該当する場合は、個体登録申込書の提出を受けて から1か月を経過した日
- 2 本会は、前項により個体登録台帳に記載した場合は、契約生産者にその内容を通知するものとする。
- 3 契約生産者は、契約肥育牛について、牛個体識別全国データベースの変更に伴い、個体登録台帳に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに本会が別に定める個体登録内容変更届書を本会に提出するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録内容変更届出書をもってこれに代えることができる。
- 4 本会は、前項により契約生産者から変更の届出があった場合は、届出があった内容について、牛個体識別全国データベースが変更されていること等を確認し、個体登録台帳の内容を変更するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 13 条 契約生産者は、本会の承認を得ないで、交付契約により生ずる一切の権利を第三者に 譲渡又は質入れ等の担保権の設定、その他一切の処分をしてはならないものとする。

(権利義務の承継)

第 14 条 契約生産者が肉用牛の肥育経営を中止する場合(一部を中止する場合を含む。)又は廃業する場合であって、契約肥育牛の肥育牛補塡金の交付に係る権利義務を他の契約生産者(新規参入者を含む。)に承継しようとするときには、当該契約生産者及び当該他の契約生産者は、本会が別に定める権利義務の承継承認申請書を作成の上、会長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき交付金の交付に係る権利義務の承継承認申請書を機構に提出し、機構から承認を受けた場合は提出及びその承認を省略することができる。

第4章 契約肥育牛の販売の確認等

(販売の確認)

- 第 15 条 契約生産者は、契約肥育牛を販売したとき(枝肉を全て廃棄した場合又は肉用牛の販売価格が 0 円であった場合を除く。)は、本会が別に定める販売確認申出書兼補塡金交付申請書に当該契約肥育牛を販売したことを証する書類を添えて、当該契約肥育牛を販売した日の属する月の翌月 15 日までに本会に提出するものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛販売確認申出書をもってこれに代えることができる。
- 2 本会は、前項により提出された書類及び牛個体識別全国データベースに基づき、前項により申出を受けた牛について、契約肥育牛であること、販売の事実及び当該契約肥育牛が第9条の補塡金交付対象肥育牛の要件に合致していることを確認するものとする。また、必要に応じて実地調査その他の手段により確認を行うものとする。

(死亡等の届出)

- 第 16 条 契約生産者は、契約肥育牛について、死亡、盗難その他の契約生産者が飼養しなくなった事由(動産執行による売却及び担保権の実行を含み、前条第 1 項に定める販売を除く。)の発生があった場合には、速やかに本会が別に定める異動報告書により本会に届け出るものとする。ただし、交付金交付要綱に基づき機構に提出する肉用牛個体登録削除申出書をもってこれに代えることができる(以下、本条において同じ。)。
- 2 契約生産者は、契約肥育牛について、一産取り肥育を除き、繁殖又は搾乳の用に供することとした場合には、速やかに前項の異動報告書により本会に届け出るものとする。
- 3 契約生産者は、契約肥育牛について、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に 係る奨励金等の交付を受けた場合(同奨励金等の交付を受けた後に契約生産者に対し譲渡されていた場合を含む)には、速やかに第1項の異動報告書により本会に届け出るものとする。

第5章 生産者負担金の単価及びその納付

(契約肥育牛1頭当たりの生産者負担金の額)

第17条 契約肥育牛1頭当たりの生産者負担金の額は、機構理事長が定める金額とする。

(生産者負担金の納付)

- 第 18 条 契約生産者は、第 12 条第 2 項に基づく通知を受けたときは、本会が別に定める方法により、別表 1 に掲げる契約肥育牛の品種区分及び品種ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限までに、契約肥育牛 1 頭当たりの生産者負担金の単価に契約肥育牛の頭数を乗じて得た金額から、当該頭数に応じたその他負担金を除いた金額を、本会に納付するものとする。
- 2 契約生産者が第5条の(4)のア又はウに該当する場合には、前項によらず納付期限は機構理事長が別に定めるものとする。
- 3 生産者負担金を納付する前に、第15条により販売したことが確認された契約肥育牛の生産 者負担金の納付期限は、当該契約肥育牛を販売した日が属する月の翌々月の10日とする。こ

の場合における当該契約肥育牛に適用される契約肥育牛1頭当たりの生産者負担金の単価は、 当該契約肥育牛を販売した日が属する月の末日において、当該契約肥育牛に適用される単価 とする。

- 4 前業務対象年間終了後に第 21 条第5項による返還の対象となった契約肥育牛については、機構理事長が別に定める期限までに改めて生産者負担金を納付しなければならない。この場合における契約肥育牛1頭当たりの生産者負担金の単価は、業務対象年間の開始の日が属する月の末日において当該契約肥育牛に適用される単価とする。
- 5 その他負担金の納付期限は、機構理事長が別に定めるものとする。

(生産者負担金の相殺の禁止)

第 19 条 契約生産者は、本会に納付すべき生産者負担金について、相殺をもって本会に対抗することはできない。

(生産者負担金の返戻)

第 20 条 生産者負担金は、第 21 条第 5 項及び第 6 項の場合を除き、契約生産者に対し、これを返戻しないものとする。

第6章 肥育安定基金の造成及び管理運用

(肥育安定基金の造成及び管理運用)

- 第 21 条 本会は、生産者負担金をもって肥育安定基金を設けることとし、その運用により生じた果実は本基金に繰り入れるものとする。
- 2 本会は、肥育安定基金を第 22 条に規定する品種区分ごとに区分して管理するものとする。
- 3 本会は、契約生産者に肥育牛補塡金を交付する場合を除き、肥育安定基金を取り崩しては ならないものとする。
- 4 本会は、業務対象年間終了後において、肥育安定基金に残額が生じた場合には、肥育安定 基金の残額について、第2項により区分管理しているものを契約生産者及び契約生産者以外 の者(業務対象年間終了前に交付契約を解除した者を除く。ただし、契約生産者からの契約 解除の申出により交付契約を解除した場合は、この限りではない。以下、本条において同じ。) にそれぞれ返還するものとする。
- 5 本会は、前項により契約生産者及び契約生産者以外の者に肥育安定基金の残額を返還する場合は、第18条により生産者負担金の納付を受けた契約肥育牛であって、当該契約肥育牛に係る販売確認申出書兼補塡金交付申請書又は肥育牛異動報告書の提出がない牛について、当該契約肥育牛に係る契約生産者負担金及びその他負担金の納付額を限度として、納付した額の割合に応じて契約生産者及び契約生産者以外の者に返還するものとする。
- 6 前項により返還した後になお残額がある場合は、その残額を契約生産者及び契約生産者以外の者ごとの契約生産者負担金及びその他負担金の納付額(前項の規定により返還された契約肥育牛に係る額を除く。)の割合に応じて、契約生産者及び契約生産者以外の者に返還するものとする。

第7章 品種区分

(品種区分)

- 第22条 品種区分は、以下の3区分とする。
- (1) 肉専用種
- (2)交雑種
- (3)乳用種

第8章 肥育牛補塡金の交付

(肥育牛補塡金の交付)

- 第23条 本会は、法第3条第2項の交付金の規定により算出された額に4分の1を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額)を肥育牛補填金として契約生産者に交付するものとする。
- 2 本会は、前項により肥育牛補塡金を交付する場合には、契約生産者 (肥育牛補塡金の交付 を受ける者に限る。) に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 肥育安定基金の残高が不足する場合又は不足することが見込まれる場合であって、同一業 務対象年間に不足の解消が見込まれる場合にあっては、本会は、契約生産者に対して交付す る肥育牛補塡金の一部又は全部を業務対象期間内において繰り延べることができるものとす る。この場合、繰り延べを行う事実及び繰り延べた肥育牛補塡金の交付見込み時期を契約生 産者及び機構理事長に対して通知するものとする。

第9章 本業務に係る事務の委託に関する事項

(本業務に係る事務の委託)

第24条 本会は、必要に応じ、理事会の議決を経た上、事務の一部を、本会が別に定めると ころにより、委託することができる。

第10章 雑則

(肥育牛補塡金の不交付又は返還)

- 第 25 条 本会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約者に対し、 肥育牛補塡金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した肥育牛補塡金の全部若しくは一 部を返還させることができる。
- (1)第6条の肥育牛補塡金交付契約申込書、第11条の個体登録申込書又は第15条の販売確認申出書兼補塡金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 契約生産者が第5条の要件に合致しないことが明らかになったとき。

- (3) 特段の事情なく、第18条に定める期日までに、契約生産者が納付すべき生産者負担金の納付がなかったとき。
- (4)次条第1項により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (5) 交付契約締結後において、譲渡又は動産執行による売却若しくは担保権の実行により、 契約生産者の肥育する牛が第9条に定める補塡金交付対象肥育牛の要件を満たさなくなっ たとき(第15条第1項の販売による場合は除く。)。
- (6)繁殖又は搾乳の用に供した契約肥育牛について、特段の事情なく、第 16 条第 2 項の肥育 牛異動報告書の提出を怠ったとき。
- (7) その他、契約生産者が交付契約に定める義務に反したとき又は虚偽の報告を行っていた ことが明らかになったとき。

(報告の徴収等)

- 第 26 条 本会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肥育牛の生産状況、販売状 況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
- 2 本会は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、原則として業務対象年間中に1回以上、契約生産者が作成したチェックシートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。
- 3 本会は、毎年度、国に対して本業務の実績を報告するものとする。また、国及び機構から本 業務の実施について報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

(手数料)

- 第27条 本会は、生産者負担金とは別に、本業務を円滑に遂行するために必要な経費の一部を 実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができるものとする。
- 2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は理事会の議決を経た上、本会が別に 定めるものとする。

(牛個体識別情報の利用に関する同意)

第28条 契約生産者は、本会、第24条に基づき本会が事務を委託した者(以下「事務委託先」という。)及び機構が、本業務の円滑な推進を目的として、個人情報保護法その他関係法令に基づき、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法律施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る契約生産者の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取り扱いをすることについて同意するものとする。

(個人情報の管理)

第29条 本会及び事務委託先は、本業務に関して取得した契約生産者に係る個人情報については、個人情報保護法その他の法令に従い適正に扱うものとする。

(帳簿等の整備保管等)

第30条 本会及び事務委託先は、本業務に係る帳簿及び関係書類を整備及び保管するものとし、

これらの書類の保存期間は、本会の定めによるものとする。

2 前項に基づき整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

別表

品種区分	品種	納付期限
肉専用種	黒毛和種	満 25 月齢に達する日の属す
		る月の末日
	褐毛和種	満 22 月齢に達する日の属す
		る月の末日
	上記以外の肉専用種	満20月齢に達する日の属す
		る月の末日
交雑種		満22月齢に達する日の属す
		る末日
乳用種		満 18 月齢に達する日の属す
		る末日

附則

- 1 この業務方法書の施行日は、平成30年12月30日とする。
- 2 削除
- 3 契約生産者は、本業務方法書が施行された日において契約生産者が飼養している肉用牛であって、契約肥育牛とする肉用牛について、平成31年1月末日までに個体登録申込書を本会に提出するものに限り、第11条第1項の規定中「次のアからウまでの区分に応じて、それぞれ当該区分に定める期間内に」とあるのは、「平成31年1月末日までに」と読み替えるものとする。
- 4 附則3により読み替えた第 11 条第1項に規定する個体登録申込書が提出された場合には、第12条第1項の規定中「次のア又はイの区分に応じて、それぞれ当該区分に定める期間内に」とあるのは、「個体登録申込書の提出を受けてから1か月を経過した日までに」と読み替えるものとする。
- 5 本業務方法書が施行された後の最初の納付期限は、第18条第1項の規定によらず、機構理 事長が別に定めることとする。
- 6 契約生産者が飼養する契約肥育牛のうち、令和2年4月末日から令和3年5月末日までに 生産者負担金の納付期限を迎える契約肥育牛(令和2年3月末日までに販売された契約肥育 牛を除く。)については、第18条の規定中「別表1に掲げる契約肥育牛の品種区分及び品種 ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる納付期限まで」とあるのは「当該契約肥育牛に係る肥育 牛補塡金が支払われるまで」に、第18条第3項の規定中「当該契約肥育牛を販売した日が属 する月の翌々月の10日」とあるのは「当該契約肥育牛に係る肥育牛補塡金が支払われる日」 にそれぞれ読み替えるものとする。
- 6の2 契約生産者が飼養する契約肥育牛のうち、令和3年6月末日以降に生産者負担金の納付期限を迎える契約肥育牛(令和3年6月以降に販売される契約肥育牛を除く。)については、第18条第3項の規定中「当該契約肥育牛を販売した日の属する月の翌々月の10日」とあるのは「当該契約肥育牛に係る肥育牛補塡金が支払われる日」に読み替えるものとする。
- 7 6及び6の2の規定により生産者負担金の納付期限を猶予した契約肥育牛(以下7、7の2において「納付猶予牛」という。)に係る第23条第1項に基づく交付を実施する場合には、

当該納付猶予牛に係る負担金の額は、機構理事長が定める額とし、納付猶予牛に対して肥育 牛補塡金を支払うこととなった場合には、相殺により生産者負担金の納付と肥育牛補塡金の 支払が同時に行われたものとする。

- 7の2 7の規定により生産者負担金の納付と肥育牛補塡金の支払が同時に行われたものとされた納付猶予牛については、第21条第6項の規定中「(前項の規定により返還された契約肥育牛に係る額を除く。)」とあるのは「(前項の規定により返還された契約肥育牛に係る額及び附則7の規定による負担金の額を除く。) に読み替えるものとする。
- 8 新型インフルエンザ等特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言及び 地方自治体からの要請に基づく対応等により、機構理事長が、交付金交付要綱第4の5の (1)に規定する提出期限を別に定めた場合には、第15条第1項にかかわらず、本会への 提出期限は、機構理事長が別に定めた期限とする。その際、契約生産者は提出書類にその 旨を添えて届け出るものとする。

附則

この業務方法書の改正は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この業務方法書の改正は、令和2年11月24日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附則

この業務方法書の改正は、令和3年6月1日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附則

この業務方法書の改正は、令和4年3月3日から施行し、令和4年3月3日から適用する。

附則

この業務方法書の改正は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この業務方法書の改正は、令和5年6月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この業務方法書の改正は、令和7年3月3日から施行し、令和7年3月3日から適用する。